

阿賀野市教育委員会告示第 16 号

阿賀野市就学援助要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 30 日

阿賀野市教育委員会

教育長 小 泉 明 美

阿賀野市就学援助要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市就学援助要綱（平成 27 年阿賀野市教育委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 13 号中「等」を削る。

別表第 2 中「54, 060 円」を「57, 060 円」に改める。

第 2 号様式－1 中「54, 060 円」を「57, 060 円」に、

「

9	医療費	○	学校において治療の指示を受けた特定の疾患の場合に限り医療券を利用し受診	個人負担分を医療機関に直接支払い	個人負担分を医療機関に直接支払い
10	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	○	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	実費	実費
11	部活動費（初期費用）		中学校の部活動の実施に必要な用具等の初期購入費		実費（教育委員会が別に定める額を上限）
12	卒業アルバム代		卒業アルバム代（DVD 含む）	11,000 円上限	8,800 円上限
13	学用教材費等		学年ごとに必要な基本教材費	教育委員会が別に定める額	教育委員会が別に定める額

」

を

「

9	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	○	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	実費	実費
10	部活動費（初期費用）		中学校の部活動の実施に必要な用具等の初期購入費		実費（教育委員会が別に定める額を上限）
11	卒業アルバム代		卒業アルバム代（DVD含む）	11,000円上限	8,800円上限
12	学用教材費		学年ごとに必要な基本教材費	教育委員会が別に定める額	教育委員会が別に定める額

」

に改める。

第2号様式－2中「54,060円」を「57,060円」に、

「

9	医療費	○	学校において治療の指示を受けた特定の疾患の場合に限り医療券を利用し受診	個人負担分を医療機関に直接支払い	個人負担分を医療機関に直接支払い
10	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	○	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	実費	実費
11	部活動費（初期費用）	○	中学校の部活動の実施に必要な用具等の初期購入費		実費（教育委員会が別に定める額を上限）
12	卒業アルバム代	○	卒業アルバム代（DVD含む）	11,000円上限	8,800円上限

1 3	学用教材費等	○	学年ごとに必要な基本 教材費	教育委員 会が別に 定める額	教育委員 会が別に 定める額
-----	--------	---	-------------------	----------------------	----------------------

」

を

「

9	日本スポーツ振 興センター災害 共済掛金	○	日本スポーツ振興セン ター災害共済掛金	実費	実費
1 0	部活動費（初期 費用）	○	中学校の部活動の実施 に必要な用具等の初期 購入費		実費（教 育委員会 が別に定 める額を 上限）
1 1	卒業アルバム代	○	卒業アルバム代（D V D含む）	1 1 , 0 0 0 円上 限	8 , 8 0 0 円上限
1 2	学用教材費	○	学年ごとに必要な基本 教材費	教育委員 会が別に 定める額	教育委員 会が別に 定める額

」

に改める。

第2号様式－3中、「54, 060円」を「57, 060円」に、

「

9	医療費		学校において治療の指 示を受けた特定の疾患 の場合に限り医療券を 利用し受診	個人負担 分を医療 機関に直 接支払い	個人負担 分を医療 機関に直 接支払い
1 0	日本スポーツ振 興センター災害 共済掛金		日本スポーツ振興セン ター災害共済掛金	実費	実費
1 1	部活動費（初期 費用）	○	中学校の部活動の実施 に必要な用具等の初期		実費（教 育委員会

			購入費		が別に定める額を上限)
12	卒業アルバム代	○	卒業アルバム代 (DVD含む)	11,000円上限	8,800円上限
13	学用教材費等	○	学年ごとに必要な基本教材費	教育委員会が別に定める額	教育委員会が別に定める額

」

を

「

9	日本スポーツ振興センター災害共済掛金		日本スポーツ振興センター災害共済掛金	実費	実費
10	部活動費 (初期費用)	○	中学校の部活動の実施に必要な用具等の初期購入費		実費 (教育委員会が別に定める額を上限)
11	卒業アルバム代	○	卒業アルバム代 (DVD含む)	11,000円上限	8,800円上限
12	学用教材費	○	学年ごとに必要な基本教材費	教育委員会が別に定める額	教育委員会が別に定める額

」

に改める。

第2号様式－4中「54,060円」を「57,060円」に、「学用教材費等」を「学用教材費」に改める。

附 則

この告示は、令和6年7月30日から施行し、改正後の阿賀野市就学援助要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。